

特別警報、暴風警報発表時等における生徒の登下校について

1. 始業時前に学校所在地または生徒居住地に特別警報（波浪および高潮は除く）、暴風警報（以下「警報」という。）が発表されている場合 には、生徒は登校を見合わせるものとする。
2. 始業後に、警報が解除された場合、生徒の登校については、次の（１）～（２）の区分によるものとする。
 - （１）午前 11 時まで解除されたとき、午後の授業に間に合うように登校する。（午前中 半日授業の場合は、登校することを要しない。）
 - （２）午前 11 時においても解除されない場合は登校することを要しない。
3. 在校中および登下校中に警報が発表された場合には、原則として、直ちに授業を中止し、生徒は速やかに帰宅するものとする。
4. 生徒居住地もしくは通学経路が被害を受けもしくは被害を受ける恐れがあり、または通学に利用する交通機関が不通となるなどの事情により、登校が不能もしくは困難であり、または危険を伴う場合においては、生徒は登校することを要しない。この場合には、速やかに事情を具してその旨を学校に届け出るものとする。
5. その他、特別な場合については、学校長の判断により、緊急連絡網等を通じて指示することがある。

